

第二編 平成26年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

平成26年度の個人の納税義務者数は、21年度と比べ均等割は1.01倍で、前年度と比較すると0.69%の増となっている。所得割は、21年度と比べ1.19倍で、前年度と比較すると0.45%の増となっている。

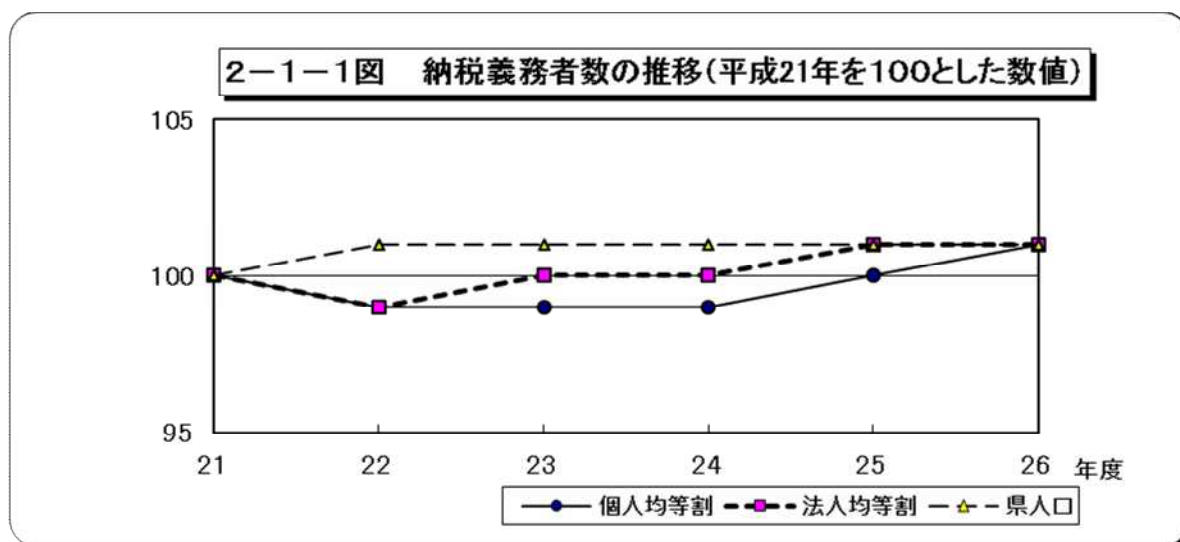
26年度の法人の納税義務者数は、21年度と比べ均等割は1.01倍で、前年度と比較すると0.23%の増となっている。法人税割は、21年度と比べ1.01倍で、前年度と比較すると0.15%の増となった。

2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表、第2表)

(単位:人)

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
個人	均等割	3,014,236 (100)	2,993,524 (99)	2,989,231 (99)	2,984,710 (99)	3,008,470 (100)	3,029,352 (101)
	所得割	2,389,234 (100)	2,807,957 (118)	2,801,234 (117)	2,800,171 (117)	2,822,343 (118)	2,835,155 (119)
法人	均等割	148,445 (100)	147,698 (99)	147,839 (100)	147,938 (100)	149,824 (101)	150,164 (101)
	法人税割	146,176 (100)	145,913 (100)	145,447 (100)	146,260 (100)	148,018 (101)	148,246 (101)
参考	県人口	6,153,658 (100)	6,187,319 (101)	6,217,027 (101)	6,206,334 (101)	6,193,352 (101)	6,191,986 (101)

- (注) 1. ()内は20年度を100とした場合の指数である。
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
 4. 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

平成26年度における総所得金額等は、21年度と比較して0.95倍、課税標準額は0.96倍、所得割額は0.93倍といずれも減少した。

前年度との比較では、総所得金額等は1.51%増加、課税標準額は1.63%増加、所得割額は0.38%の増加となった。

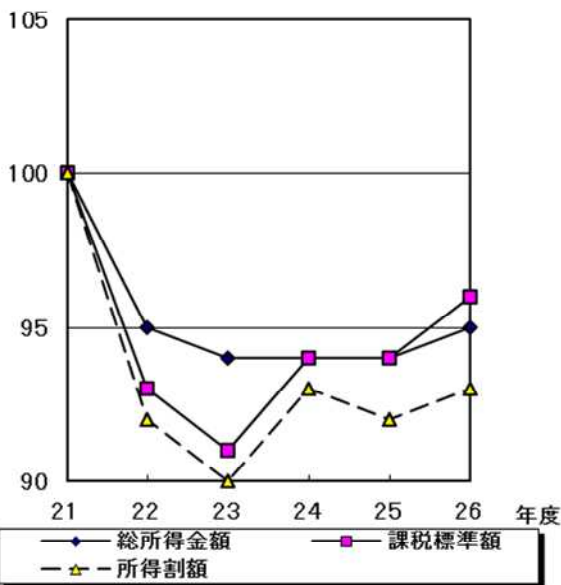
2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

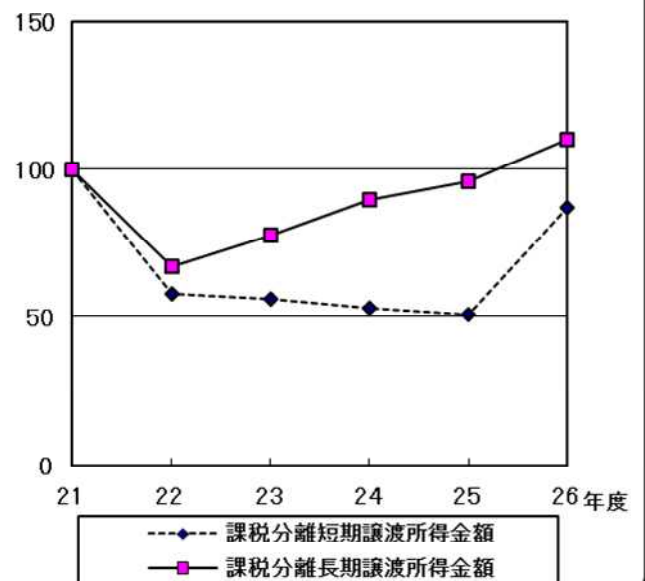
区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総所得金額等		10,167,873,791 (100)	9,628,298,709 (95)	9,548,911,853 (94)	9,513,654,030 (94)	9,540,916,626 (94)	9,684,647,418 (95)
課税標準額		6,821,941,971 (100)	6,341,723,294 (93)	6,236,779,372 (91)	6,424,824,766 (94)	6,415,568,953 (94)	6,520,007,328 (96)
所得割額		397,933,407 (100)	364,241,308 (92)	357,802,460 (90)	369,020,362 (93)	367,349,531 (92)	368,748,333 (93)
参 考	課税分離短期譲渡所得金額	2,300,552 (100)	1,324,059 (58)	1,277,411 (56)	1,207,880 (53)	1,179,798 (51)	2,000,233 (87)
	同上分算出税額	194,165 (100)	67,967 (35)	65,311 (34)	62,498 (32)	61,302 (32)	105,280 (54)
	課税分離長期譲渡所得金額	157,204,026 (100)	105,456,771 (67)	123,265,115 (78)	142,029,446 (90)	150,170,239 (96)	173,040,385 (110)
	同上分算出税額	4,609,898 (100)	3,076,348 (67)	3,599,583 (78)	4,161,403 (90)	4,402,105 (95)	5,067,631 (110)

(注) ()内は21年度を100とした場合の指数である。

2-1-2(1)図 総所得額等の伸びの状況
(平成21年度を100とした場合)



2-1-2(2)図 総所得金額等の伸びの状況
(参考) (平成21年度を100とした場合)



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数は「農業所得者」「家屋敷等のみ」の項目が減少、均等割額は全ての項目が増加した。

なお、平成26年度均等割額については、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による、市町村民税均等割の税率引き上げ500円を含んでいるため、対前年度比が大きくなっている。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数は「農業所得者」以外の項目が、所得割額は「その他の所得者」の項目のみが増加した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	25年度 (人)	26年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		25年度 (千円)	26年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				25	26				25	26
給与所得者	2,347,935	2,353,720	100.2	78.0	77.7	7,043,805	8,238,034	117.0	78.0	77.7
営業所得者	110,089	110,082	100.0	3.7	3.6	330,267	385,297	116.7	3.7	3.6
農業所得者	11,868	10,464	88.2	0.4	0.3	35,604	36,641	102.9	0.4	0.3
その他の所得者	522,030	539,041	103.3	17.4	17.8	1,566,090	1,886,661	120.5	17.4	17.8
家屋敷等のみ	16,548	16,045	97.0	0.6	0.5	49,644	56,167	113.1	0.6	0.5
計	3,008,470	3,029,352	100.7	100.0	100.0	9,025,410	10,602,800	117.5	100.0	100.0

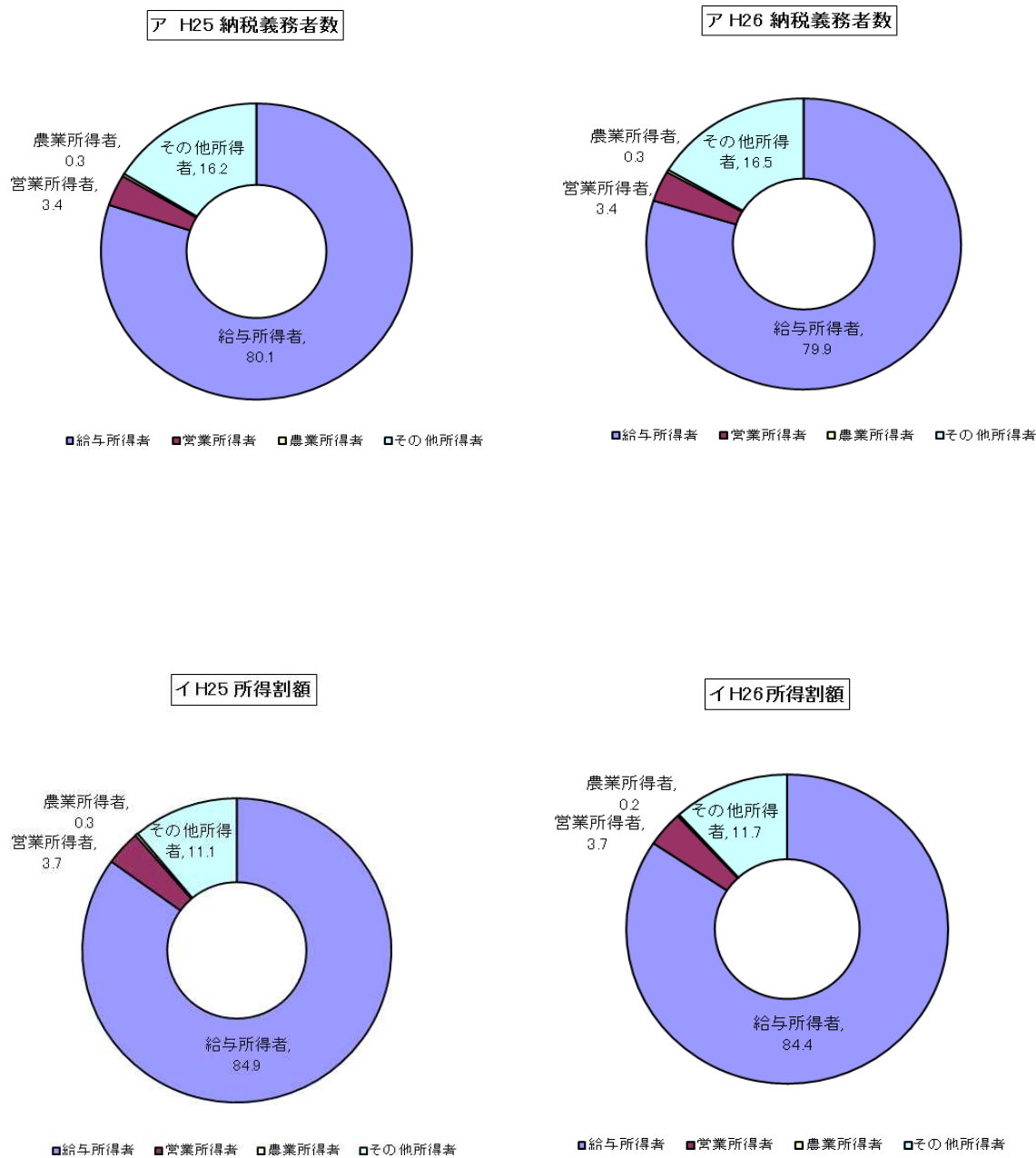
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	25年度 (人)	26年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		25年度 (千円)	26年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				25	26				25	26
給与所得者	2,259,447	2,263,963	100.2	80.1	79.9	311,811,111	311,304,331	99.8	84.9	84.4
営業所得者	95,396	95,427	100.0	3.4	3.4	13,709,757	13,625,873	99.4	3.7	3.7
農業所得者	8,898	7,725	86.8	0.3	0.3	938,669	782,612	83.4	0.3	0.2
その他の所得者	458,602	468,040	102.1	16.2	16.5	40,893,693	43,039,642	105.2	11.1	11.7
計	2,822,343	2,835,155	100.5	100.0	100.0	367,353,230	368,752,458	100.4	100.0	100.0

※構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、平成26年度においては、納税義務者数の79.9%、所得割額の84.4%が給与所得者である。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、平成26年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は0.31%減少し、人口1人当たりの所得割額は0.40%増加した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
納税義務者1人当たりの所得割額	130,385 (100)	121,677 (93)	119,705 (92)	123,638 (95)	122,106 (94)	121,727 (93)
人口1人当たりの所得割額	63,867 (100)	58,869 (92)	57,556 (90)	59,459 (93)	59,314 (93)	59,553 (93)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	461 (100)	454 (98)	451 (98)	451 (98)	456 (99)	458 (99)
県人口 (当該年度の前年度1月1日現在)	6,153,538 (100)	6,187,319 (101)	6,217,027 (101)	6,206,334 (101)	6,193,352 (101)	6,191,986 (101)

- (注) 1. ()内は21年度を100とした場合の指数である。
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
 4. 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

